

【別記5】

(一般社団法人) 東京農工大学同窓会 代議員候補者の選定に関する申し合わせ (改正案)

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、東京農工大学同窓会代議員選出方法に関する規則第2条第2項に定める代議員候補者の選定及び第10条に定める代議員候補者定数に関して必要な事項について定める。

(代議員候補者)

第2条 代議員候補者は以下の者とする。

- 一 会長候補者 1名以上
- 二 副会長候補者 (部会で選出された部会長)
- 三 次の基準により所属正会員数に応じ部会から推薦された者
 - ・およそ320人に1名の割合で推薦する。
 - ・上記割合の人数が推薦できない場合、割合以下となることも可とする。
 - ・総数は最大75名とする。
- 四 支部で選出された支部長
- 五 所属正会員数に関係なく各支部から1名の割合で推薦された者
 - ・上記の推薦ができない場合、推薦しないこともできる。
- 六 立候補した正会員50名以内

2 立候補した正会員の登録方法については別途定める。

(代議員候補者定数)

第3条 代議員候補者の定数は会長候補者を除き242名とする。

(申し合わせの改廃)

第34条 この申し合わせの改廃は、総会が行うものとする。

附則

この申し合わせは、令和元年6月22日より施行する。

(令和2年6月20日 一部改正 代議員候補者の定数に関して規定)